

(**家庭系** 事業系)
 一般廃棄物 一般廃棄物
 どちらかに○

ごみ搬入申込書

例①:構成市町で排出されたごみを
 本人が搬入する場合

申込日 令和 ●年 ×月 ■日

※搬入者と異なる場合に
 記入してください。

搬入者	ふりがな	どう おう はな こ
	氏名	道 央 花 子
	住所	千歳市根志越2533-1
	電話番号	0123-25-5331
	搬入車両ナンバー (例:12-34等の4桁)	53-31
	ごみの排出場所 (該当市町に○)	千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町
排出者	ふりがな	
	氏名(会社名)	
	住所	
	電話番号	

受入基準に基づく適切な搬入のため本申込書を記載いただきますが、本申込書に記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。

□の内容について、同意の上、チェックを記入してください。

- 上記の記入事項に相違ありません。
- 下記の注意事項を遵守し廃棄物の搬入を申し込みます。

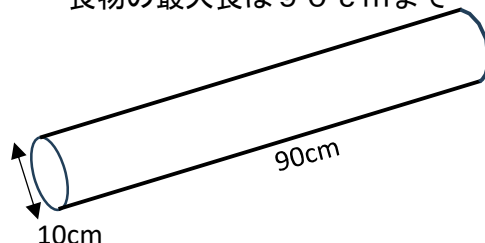
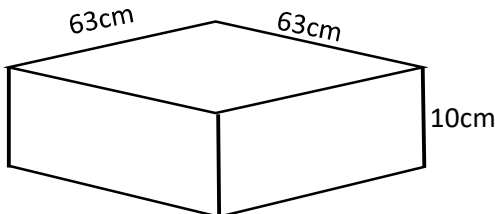
注意事項

1. ごみは排出元の自治体の分別ルールに従って事前に分別してください。
2. 他人が排出した廃棄物の収集・運搬を許可なく業として行うことは法律で禁じられています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 違反すると、5年以下の拘禁刑若しくは一千万円以下の罰金(法人にあっては三億円以下の罰金)又はその併科に処されることがあります。
3. 搬入できる廃棄物は63cm四方以下の可燃ごみです。搬入できない廃棄物が混入している場合は受入出来ません。
4. 不適正な搬入と思われる場合等、搬入者又は排出者へ確認・是正指導を行う場合があります。
5. 構内では安全のため、交通標識等のルールを遵守し係員の指示に従って下さい。

受入できる廃棄物の大きさの目安(指定ごみ袋以外の場合)

最大63cm四方(厚さ10cmまで)

長物の最大長は90cmまで



(**家庭系** 事業系)
 一般廃棄物 ■ 一般廃棄物
 どちらかに○

ごみ搬入申込書

例②:構成市町で排出されたごみを、構成市町外在住の親族等が搬入する場合

申込日 令和 ●年 ×月 ■日

※搬入者と異なる場合に記入してください。

搬入者	ふりがな	さっぼろ たろう
	氏名	札幌 太郎
	住所	札幌市中央区●●●●
	電話番号	011-123-4567
	搬入車両ナンバー (例:12-34等の4桁)	45-67
	ごみの排出場所 (該当市町に○)	千歳市・北広島市・札幌市・白石市・長沼町・栗田町
排出者	ふりがな	どうおう いちろう
	氏名(会社名)	道央 一郎
	住所	千歳市美々758-54
	電話番号	0123-23-2110

※該当市町の搬入対象者確認書をご持参ください。

受入基準に基づく適切な搬入のため本申込書を記載いただきますが、本申込書に記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。

□の内容について、同意の上、チェックを記入してください。

- 上記の記入事項に相違ありません。
- 下記の注意事項を遵守し廃棄物の搬入を申し込みます。

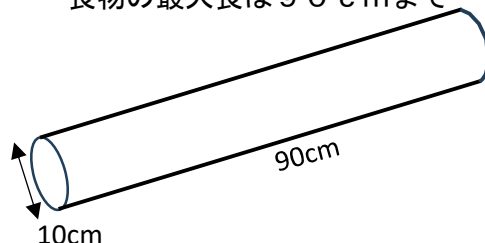
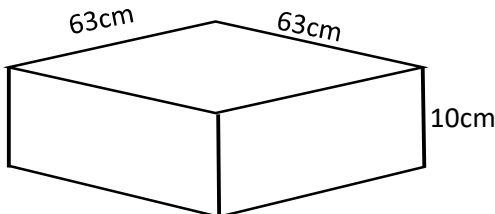
注意事項

1. ごみは排出元の自治体の分別ルールに従って事前に分別してください。
2. 他人が排出した廃棄物の収集・運搬を許可なく業として行うことは法律で禁じられています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 違反すると、5年以下の拘禁刑若しくは一千万円以下の罰金(法人にあっては三億円以下の罰金)又はその併科に処されることがあります。
3. 搬入できる廃棄物は63cm四方以下の可燃ごみです。搬入できない廃棄物が混入している場合は受入出来ません。
4. 不適正な搬入と思われる場合等、搬入者又は排出者へ確認・是正指導を行う場合があります。
5. 構内では安全のため、交通標識等のルールを遵守し係員の指示に従ってください。

受入できる廃棄物の大きさの目安(指定ごみ袋以外の場合)

最大63cm四方(厚さ10cmまで)

長物の最大長は90cmまで



(家庭系 一般廃棄物 **事業系 一般廃棄物**)
 どちらかに○

ごみ搬入申込書

例③:構成市町の事業所にて排出された一般廃棄物を
 従業員等が搬入する場合

申込日 令和 ● 年 × 月 ■ 日

※搬入者と異なる場合に
 記入してください。

搬入者	ふりがな	さっぼろ たろう
	氏名	札幌 太郎
	住所	札幌市中央区●●●●
	電話番号	011-123-4567
	搬入車両ナンバー (例:12-34等の4桁)	45-67
	ごみの排出場所 (該当市町に○)	千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町
排出者	ふりがな	どうおう はい きぶつしょり くみあい
	氏名(会社名)	道央廃棄物処理組合
	住所	千歳市根志越2533-1
	電話番号	0123-25-5331

受入基準に基づく適切な搬入のため本申込書を記載いただきますが、本申込書に記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。

の内容について、同意の上、チェックを記入してください。

- 上記の記入事項に相違ありません。
- 下記の注意事項を遵守し廃棄物の搬入を申し込みます。

注意事項

- ごみは排出元の自治体の分別ルールに従って事前に分別してください。
- 他人が排出した廃棄物の収集・運搬を許可なく業として行うことは法律で禁じられています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 違反すると、5年以下の拘禁刑若しくは一千万円以下の罰金(法人にあっては三億円以下の罰金)又はその併科に処されることがあります。
- 搬入できる廃棄物は63cm四方以下の可燃ごみです。搬入できない廃棄物が混入している場合は受入出来ません。
- 不適正な搬入と思われる場合等、搬入者又は排出者へ確認・是正指導を行う場合があります。
- 構内では安全のため、交通標識等のルールを遵守し係員の指示に従ってください。

受入できる廃棄物の大きさの目安(指定ごみ袋以外の場合)

最大63cm四方(厚さ10cmまで)

長物の最大長は90cmまで

